

議題 テーマ提言について

項目 今回の基準諮問会議における新規テーマの提案 (1) <実務対応レベル>

提案者：厚生労働省

(テーマ)

確定給付企業年金の新たな仕組みである「リスク分担型 DB (仮称)」に係る会計上の取扱いについて

(提案理由)

厚生労働省では現在、企業年金制度の普及・拡大等に向けた制度の見直しを行っており、その一環として確定給付企業年金制度について運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができる新たなハイブリッド型制度の導入を検討しており、今般、その素案として「リスク分担型 DB (仮称)」(以下、「本制度」という。)をまとめている。

近年、各企業において企業年金の検討を行う際には企業会計上の影響を考慮することが一般的となっているが、こうした中で新たな企業年金制度の設計に当たっては、企業会計上の取扱いについて予見可能性を高めるべく関係機関と調整する必要性が指摘されている。

こうしたことから現行の退職給付会計基準の規定にあてはめた場合の本制度の会計上の取扱いあるいは考え方について広く一般にお示しいただきたく本テーマを提案したい。

なお、新たなハイブリッド型の企業年金制度については、『日本再興戦略』改訂 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、企業が企業年金を実施しやすい環境を整備するため、検討の結論を平成 27 年中に得るとされているところである。厚生労働省としては、政府の方針を踏まえた迅速な対応を行う観点から、税制面の調整等を経た上で平成 28 年度にも本制度の施行を目指しており、制度施行にあわせて会計上の取扱いが明確になることを要望する。

(具体的内容)

1. 「リスク分担型 DB (仮称)」は、確定給付企業年金法に基づいて実施することを検討しており、給付の算定式が予め定義される企業年金制度であるが、将来のリスク対応分を含めた事業主の掛金負担について労使合意の下で予め固定し、給付については財政の均衡を図るよう予め定義された算定式に基づき増減を行う仕組みである。
2. 企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」においては、一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が当該掛金以外に追加的な拠出義務を負わない退職給付制度は確定拠出制度として会計処理を行うとされ、これ以外の退職給付制度は確定給付制度として会計処理を行うこととされている。
3. 本テーマでは、事業主に対し予め固定された掛金以外に追加的な拠出を求めない仕組みである本制度が上記の企業会計基準における「確定拠出制度」「確定給付制度」のいずれに該当するのかを明らかにしていただきたい。

I. テーマアップの要否への該当

1. テーマアップの要件を基に、事務局において行った、テーマアップの要否に関する分析は次のとおりである。

- (1) 広範な影響があるか。

本テーマ評価の対象範囲である新たなハイブリッド型制度の「リスク分担型 DB (仮称)」(以下「本制度」という。)は、企業年金制度の普及・拡大等に向けた制度の見直しの一環

として導入が検討されているものである。現在、確定給付制度については、事業主の負担が大きいことから、確定拠出制度への移行や、確定給付の給付水準の引下げ、制度終了など確定給付制度の見直しを検討している企業が一定程度存在している¹。我が国において、確定給付企業年金の代表事業所数（規約型及び基金型の双方を含む。）は、平成27年9月1日現在で13,798件ある²。

これらの点を踏まえると、仮に本制度が施行された場合には、将来的に広範な影響が生じる可能性があると考えられる。また、一般に、企業において退職給付債務は重要性があり、企業が本制度を導入した場合、財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。

(2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

本テーマは、確定給付企業年金制度の制度改善を図るため、政府の成長戦略において示されているハイブリッド型の企業年金制度に関して、厚生労働省から提案されたものである。仮に企業が本制度を導入する場合、退職給付債務に係る重要性の観点から、作成者、利用者及び監査人からの会計処理の明確化に関するニーズがあると考えられる。

また、「政府の方針を踏まえた迅速な対応を行う観点から、税制面の調整等を経た上で平成28年度にも本制度の施行を目指しており、制度施行にあわせて会計上の取扱いが明確になることを要望する。」とされており、作成者、利用者及び監査人からの会計処理の明確化に関するニーズがあることを踏まえると緊急性が高いテーマであると考えられる。

(3) 会計実務における多様性はあるか。（多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。）

本制度は平成28年以降に施行される見込みであり、現時点では、会計実務における多様性は存在しない。

(4) 会計基準レベルのものではないか。

本テーマは、現行の会計基準の枠組みの中で特定の制度の会計処理を明確化するものであり、現行の会計基準のガイダンスと考えられるため、会計基準レベルのものには該当しない。

(5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。

今後制度化されるものであり、開発にあたっての困難性が一定程度存在する。

ただし、現時点で想定される会計上の主な論点は、第3項から第6項に記載のとおり、各論点の内容は明確かつ限定的であり、適時に開発することの困難さは必ずしも高くはないものと考えられる。

II. 事務局対応案

2. 第1項(1)に記載のとおり、本制度は将来的に広範な影響があると考えられる。また、一般に、企業において退職給付債務は重要性があり、仮に企業が本制度を導入した場合、財務諸表に重

¹ 第16回社会保障審議会企業年金部会（平成27年9月11日）資料1「確定給付企業年金の弾力的な運営について」25ページ

² 厚生労働省ホームページ「確定給付企業年金制度」より。

要な影響を与える可能性がある。第1項(2)に記載のとおり、本テーマは一定のニーズがあり、緊急性が高いものである。さらに、第1項(5)に記載のとおり、現時点で想定される会計上の論点は明確かつ限定的であり、適時に開発することの困難さは必ずしも高くはないものと考えられる。

通常であれば、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼し、次回以後の基準諮問会議で検討を行うこととなるが、提案内容の緊急性に鑑みて、今回の基準諮問会議において、ASBJの新規テーマとして提言することとしてはどうか。

以 上

(参考) 会計上の論点の概要

3. 本テーマについて、厚生労働省より、「事業主に対し予め固定された掛金以外に追加的な拠出を求めない仕組みである本制度が上記の企業会計基準（注：企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」）における「確定拠出制度」「確定給付制度」のいずれに該当するのか」という点の明確化が要望されている。
4. 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）では、退職給付制度を、確定給付制度と確定拠出制度を次のように分類した上で、それぞれの会計処理を定めている（【参考】参照）。
 - (1) 確定拠出制度
一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度（退職給付会計基準第4項）
 - (2) 確定給付制度
確定拠出制度以外の退職給付制度（退職給付会計基準第5項）
5. ここで本制度は、法令上は確定給付企業年金法に基づいて実施することが検討されており、給付の算定式が予め定義される企業年金制度である。一方で、本制度には次のような特徴を有する。
 - (1) 現行の仕組みでは、給付現価を超える積立のための拠出を行うことができないが、掛金拠出を一定程度平準的なものとし、安定的な制度運営を実現するため、本制度では、将来の財政悪化を想定し、あらかじめ給付現価を超える積立のための拠出を行うことができる仕組みである。これにより、将来のリスク対応分を含めた事業主の掛金負担について労使合意の下で予め固定されることとなる。
 - (2) 本制度は、給付については財政の均衡を図るよう予め定義された算定式に基づき増減を行う仕組みである。例えば、財政不足が生じている場合には、一定の算定式に基づいて給付が減額されることとなり、財政剰余が生じている場合には、一定の算定式に基づいて給付が増額されることとなる。
 - (3) これらの仕組みによって、事業主に対し予め固定された掛金以外に追加的な拠出を求めないことが想定されている。
6. 前項に記載した特徴を踏まえると、本制度が、第4項に記載した退職給付会計基準における確定給付制度と確定拠出制度のいずれの制度に該当するかが明確ではなく、この点が会計上の主な論点になると考えられる。

退職給付会計基準における取扱い（抜粋）

企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」

用語の定義

4. 「確定拠出制度」とは、一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度をいう。
5. 「確定給付制度」とは、確定拠出制度以外の退職給付制度をいう。

確定給付制度の会計処理

13. 退職給付債務（第 16 項参照）から年金資産の額（第 22 項参照）を控除した額（以下「積立状況を示す額」という。）を負債として計上する。

確定拠出制度の会計処理及び開示

31. 確定拠出制度においては、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理する。

結論の背景

51. 平成 24 年改正会計基準では、国際的な会計基準も参考に、確定拠出制度と確定給付制度の定義を明示したが、これまでの考え方を变えるものではない（第 4 項及び第 5 項参照）。

IAS 第 19 号「従業員給付」

定義

8. (略)

確定拠出制度とは、退職後給付制度のうち、企業が一定の掛金を別個の事業体（基金）に支払い、たとえ基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的債務又は推定的債務を有しないものをいう。

確定給付制度とは、確定拠出制度以外の退職後給付制度をいう。

以上